

武士の民俗神化と伝承の共有化：「武士神格化一 覧・稿」の作成を通して

高野，信治

<https://doi.org/10.15017/1551333>

出版情報：九州文化史研究所紀要．48，pp.167-192，2005-03-24．九州大学九州文化史研究所
バージョン：
権利関係：



武士の民俗神化と伝承の共有化

——「武士神格化一覧・稿」の作成を通して——

高 野 信 治

はじめに

本居宣長は主著『古事記伝』（寛政2年刊）のなかで神の定義を次のよう行っている。

かみ（迦微）とは、古のみふみどもに見えたる天地のもろもろの神たちを始めて、そを祀れる社に坐す御霊をも申し、また人はさらにもいはず、鳥けもの本草のたぐひ海山など、そのほかなににまれ、よのつねならずすぐれたる徳のありて、かしこき物をかみとはいふなり。すぐれたるとは尊きこと、善きこと、功（いさお）しきことなどのすぐれたるのみをいふにあらず、悪しきもの奇しきものなども、よにすぐれてかしこきをば神といふなり。さて人の中の神はまづかけまくもかしこき天皇は御世御世皆神にますこと申すもさらなり。（略）次々にも神なる人、古も今もあることなり。また天の下にうけばりてこそあらね、一国一里一家の内につきても、ほどほどに神なる人あるぞかし。（略）（『古事記伝』三之巻、『本居宣長全集』第9巻、筑摩書房、1968年、125頁）

宣長は、人のみならず鳥・獣などの動物、海・山などの自然物などいわば世界に存在する全てのものが「かみ（迦微）」（神）になり得ること、その条件として「すぐれたる徳」を持った「かしこき物」であること、ただし「すぐれたる」とは「尊きこと、善きこと、功（いさお）しきこと」だけではなく、「悪しきもの奇しきもの」であっても、「よにすぐれてかしこ

き」存在であれば「神」というと述べている。このなかで人（人神）については、天皇が代々神であること、それ以外にも人神が古今存在したこと、とくに「天の下にうけはり（受張りカ）て」きた人神（東照神・豊国神などをさすか）だけではなく、「一国一里一家の内」すなわち各レベルの地域社会や家の先祖、具体的には大名や中小城主またそれに準じる地域有力者などが想定されていると思われるが、かかる階層の神格化にも言及する。本稿の主題である人神（神格化された武士）をめぐっては、人が神になることが歴史的に常態化していること、「尊」「善」「功」のみならず「悪」「奇」のイメージを含めた「すぐれたる」人が祀られること、天皇を除けば天下人や地域領主などの武士層が主として祭祀対象になったであろうこと、このような点を宣長の論述から見通すことができよう。

ところで私は、かかる武士神格化の一覧を試みる作業を行いはなはだ不十分ではあるがその成果を「武士神格化一覧・稿（上・東日本編）」（『九州文化史研究所紀要』第47号、2003年）、「同（下・西日本編）」（『同』第48号、2005年）として報告している（以下、拙稿二編は「一覧」またはそれぞれ「一覧（東日本）」、「一覧（西日本）」と略称）。本稿は、「一覧」作成を通じて考えたところを事例を踏まえながら整理した調査報告という域を必ずしも出るものではなく、またその個々の事例調査も行き届かない面が多いことを自認しつつも、大方のご示教を願うことを目的とした標題テーマに関する作業仮説の提示と受け止めていただければ幸いである。先述の見通しとの関連で言えば、地域領主などの武士層の神格化、すなわち地域の中で祭祀される武士をめぐっては、本稿と同じような立場から執筆した別稿「地域の中で神になる武士たち」（『比較社会文化』第11巻、2005年。以下「別稿」と略称）で整理を試みている。本稿では、宣長がいう「世にすぐれたる徳」があるものとして「古今」に存在した人神、神格化された武士をめぐり、「一覧」を通した検討を行いたい（なお、具体的データは「一覧」二編に示しており、また本稿と関連する前掲別稿も合わせ参照されたい）。

そこで、煩雑にはなるが単独で本稿に接する方にも配慮し、簡単に拙稿二編の「一覧」作成について要約し改めて私の問題意識を確認しておきたい。そもそも武士とは、前近代日本において武力行使と政治支配の二つの局面に何らかのかたちで関わる身分にあった人物と考える。また神格化とは信仰の対象として社（寺や小祠・顕彰碑なども含めた宗教的施設と広義にみたい）に祭神として祀る宗教的行為と捉える。対象時期は武士を神にまつりあげる行為がみられる全ての時代を想定している。当初の意図は近世（安土・桃山～江戸時代）期の武士の神格化を考えていたが（もちろんこれは当面の私自身の研究課題であるのだが）、もう少しレンジを広げ、いわば日本史における武士像を捉える視野がなければ所期の目的の達成は困難のように思われ、かかる設定にした。具体的には、武士が歴史上登場するとされる平安中期頃より現在までである。叙述に当たっては伝承・口承などの民俗データも恐れずに加えていることを付言しておこう。

なお、とくに平安末期から南北朝期、具体的には保元・平治の乱から源平争乱、承久の変、南北朝内乱などの各時期には、武士的性格をもった皇族・公家が多く見られ、一覧に加えるべきか判断に迷った人物がある。また、江戸時代では士分としての由緒をもつとされる村落の有力者や逆に士分に取立てられた人物についても一覧に加えるべきか微妙な問題がある。しかし、「一覧」においては明確な基準を設けることができず、結果、恣意的選択の恐れがあることは断っておかねばならない。もっとも、私自身の問題関心が、武士自身の自己認識や武士身分以外の階層による武士認識、つまり、前近代から近現代まで通した、大仰な言い方が許されれば日本史における武士をめぐる自他認識という問題を神格化という切り口で検討する、ということにあることから判断したというのは付記しておきたい。

祭神収集にあたっての典拠資料は各都道府県別に刊行されつつある神社誌類と、神社本庁による「全国神社祭祀祭礼総合調査」のデータ（「平成祭データ」）を基本とした。ただこれらは神社本庁包括社を主としたいわば現状の祭神データを示すにとどまっており、歴史的に存在した祭神・社

で廃絶したものも少なくないであろう。それは例えば近世の地誌類に記される祭神と比較すれば容易に想定できる。武士の祭神もその例外ではなからう。しかし、①先述のように武士の神格化について近現代の問題も射程に入れ検討する課題意識をもっていること、②寺院の廃絶と比較して社が廃絶された場合の祭神は他の社に合祀・配祀される可能性が高かったと思われること、③摂社・末社の境内社や合祀・配祀の状況から祭神や社の歴史の変遷をある程度復元できる可能性があること、④一定の基準資料を典拠に祭神の収集を図ることで作業についてある程度の網羅性と合理性が保証される可能性が考えられること、などの理由から、かかる典拠に基づいている。

以上のような問題意識と方法によって「一覧」作成を行うなか強く感じたことは、いささか乱暴な総括ではあるが、かかるテーマが地域社会の成立ちないし由緒やその再生産という局面と密接に関わっていること、また同時にすぐれて歴史性を有し国家や天皇に関わる性格も民俗神化の傾向を孕みながら形成ないし併有していたこと、などである。このうち、前者の問題やその歴史性などをめぐっては、前掲別稿で整理を試みている。本稿では後者の問題、とくに武士の民俗神化をめぐって整理・考察し、かかる神格の地域を越えた伝承化・共有化やそのような動向が天皇や国家に関わる武士神格化に結びつく可能性などについて言及したい。

一、祀られる契機

本居宣長は「悪しきもの奇しきもの」であっても、「よにすぐれてかしこき」存在であれば「神」になる可能性があることを指摘していた。これは人の神格化である人神の場合もかわらない。柳田國男はそもそも人神という觀念発生にかかる要素が意味をもつと見通していた。

死者を神として祀る慣行は、確かに今より昔の方が盛んであった。しかしそれと同時に、今ではもう顧みない一種の制限が、つい近い頃ま

では全国的に認められていた。支那（中国）で祠堂と謂ひ我々が御霊屋と名づけた一家専属の私廟は別として、弘く公共の祭を享け、祈願を聴容した社の神々の、人を祀るものと信ぜられる場合には、以前には特に幾つかの条件があった。即ち年老いて自然の終りを遂げた人は、先づ第一に之にあづからなかった。遺念余執といふものが、死後に於てもなほ想像せされ、従って屢々タタリと称する方式を以て、怒や喜の情を表示し得た人が、このあらたかな神として祀られることになるのであった（『柳田國男全集』13、筑摩書房・文庫版、1990年、647-8頁。原著は1926年）

柳田は、本来、先祖を祀る習慣にみられる神格（私廟）と人を神に祀る習慣（公共の祭の対象）にみられる神格は別であるとする。いわば先祖としての神（先祖神）は、子孫により祀られる神格で誰でもなれる資格を持つ。ただそれが自らの親族集団以外の人々の祭祀対象（公共の祭）となり、ある社会集団の神（例えば大名家の先祖神で家臣にもその祭祀行為が共有される）や地域神（その鎮守神・氏神化）となる回路があることについては、前掲別稿で事例整理を行い指摘した通りである。その背景は政治的問題（例えば大名の統率権強化の一環としてのイデオロギー操作）や地域の歴史の記憶化（民衆や地域社会の由緒探し）などが想定される。しかし柳田が指摘するように、人が「公共の祭」の対象となる主要な契機の一つとして、その人の「遺念余執」「タタリ」があったと思われる。これも別稿で指摘したように、当該地域の旧主（旧領主）たちが、例えば戦国期の地域動乱のなかで戦死・滅亡し怨霊化、これを祀る事例は多く見出すことができる。いわゆる御霊信仰と言われるものである。

かかる御霊信仰による人の祭祀が近世期には変質したであろうことは、豊臣秀吉や徳川家康など宣長が言う「天の下にうけばりて」（『古事記伝』卷之三）神になった人神の存在によっても理解される。「一国一里一家の内につきても、ほどほどに神なる人あるぞかし」（同上）との伝聞内容も、「一覽」や別稿で示したように多くの大小の大名家などで確認でき、その

多くは御霊信仰によるものではなく、政治（藩政）や地域の歴史化と関わることは先述の如くである。しかし御霊信仰を契機とする武士神格化がなくなっただけではなかった。むしろ「よにすぐれてかしこき」存在であったにもかかわらず「遺念余執」により「タタリ」、「悪しきもの奇しきもの」であった霊を慰める、文字通りの怨霊の慰めを目的とした祭祀がみられ続けた。

寛政5年伊予吉田藩領民は製紙専売制撤廃を本藩宇和島藩に訴えようとした。吉田藩では藩財政窮乏の打開のため農間余業として行われていた製紙を専売品とした紙方役所を設置した。しかし御用商人（法華津屋）に資金貸与され紙製品を独占された農民は困窮し、本藩に紙専売廃止を求め越訴したのである。のちに指導者の名前をとって武左衛門一揆と呼ばれるようになった本一揆説得のため、吉田藩家老安藤継明は交渉に赴いたが果たせず切腹したという。その後、安藤の墳墓に奇異があるとして嘉永2年領民が安藤屋敷跡に社（継明神社）を創建、また農民が集結した八幡河原（愛媛県宇和島市伊吹八幡宮前）に「安藤継明忠死之地」の碑が建立され、明治6年に安藤神社（宇和郡吉田町東小路）造営ともされる（「一覧（西日本）」愛媛）。この事例にある吉田の説得がどのようなものか、また切腹の直接の原因も必ずしも判然としないが、武左衛門一揆で農民側が掲げた要求は紙方役所廃止も含め全て（11ヶ条）認められたとされることから、奇異（怨霊）に対する慰霊（御霊）ないし報恩意識が背景として想定されよう。夫人とともに祀られている。南部藩浪人という千葉秀胤は武芸・医術・算術に能力があり医名を三哲と称したが、秋田藩・十二所（秋田県大館市）城代塩谷茂綱の悪政に対し上納米を窮民に施したとして斬首された。その後町の大火で祟りを畏れた町民が生前秀胤が好んで登り死後の葬地にするように弟子にいていたという中岱に寛文12年、三哲権現（現三哲神社。大館市十二所中岱）として祀ったと伝承される（「一覧（東日本）」秋田）。この事例にも御霊信仰や報恩意識が背景として考えられる。

これら訴願実現あるいは窮民救済は「遺念余執」による「タタリ」、「悪

しきもの奇しきもの」をともなっていたが、であればこそ祭祀の対象となったのであろう。先に宣長の言説でみたようにいわば「尊」「善」「功」のみならず「悪」「奇」のイメージを含めた「すぐれたる」人が祀られるという構図を看取できよう。そして「よにすぐれてかしこき」「善」ないしその実現者として安藤や千葉は考えられたのであろう。福知山領で免租という地域民にとっては善政を行ったものの、いわゆる三日天下ののちに没し、その霊が福知山にたびたび大災をもたらしたと信じられ寛保期より8月16日に子供相撲などを奉納する「御霊参」も催される明智光秀を祭祀した御霊社（京都府福知山市。「一覧（西日本）」京都）、幕府代官として上野国内幕府領約5万7千石のうち約2万石を群馬郡・甘楽郡を中心に支配し銅山街道の整備、大原宿をはじめとする新田村の設置、用水（岡登用水）を完成させ明神宮なども建立、いわば物心両面で地域開発に尽力したものの貞享4年幕命で切腹させられた岡登景能は、地域民の運動により吉田神道家から顕信霊神号が下付されたが、これを祭祀する顕信霊社（景能神社、のち岡登霊社。神明宮境内社。群馬県新田郡薮塚本町大原。「一覧（東日本）」群馬）、同じく幕府役人で富士山の宝永4年噴火に際し復興に尽力したが、米を難民に分配したとして自刃した関東郡代・伊奈忠順を祀った伊奈神社（静岡県駿東郡小山町須走。「同上」静岡）、高知藩羽根の浦役人で天和年間頃飢饉に困窮した者を救うため無断で蔵米を放出し自刃したという岡村十兵衛を、後年村人が祭祀と伝承される鑑雄神社（高知県室戸市羽根町乙露窪。「一覧（西日本）」高知）などの諸社も、明智を祀る御霊社の「御霊参」に示されるように、御霊信仰的性格を持つ事例とみることができよう。

しかし、祭祀を企図する人々にとって「よにすぐれてかしこき」「善」なる存在ないしその実現者、すなわち民衆にとっての善政の実践者の祭祀、このような集合心性が祀る人々には共有されていたと思われる。かかる立場から善政を施した武士が、様々な階層で多く祀られていることを「一覧」により読み取れる。とくに近世期は長らく泰平が続き、武士の治者として

の性格が前代に比べると格段と高まったと思われるが、いわば“善政”を行った武士祭祀は、報恩意識とともに治者としての武士への民衆・地域社会による善政の要求、という意味も持っていたのかもしれない。

二、“善政”による祭祀

幕臣鈴木重成は天草・島原一揆の処理で功を立て、寛永18年初代天草代官になった人物である。彼は一揆後荒廃していた当地域の復興に尽力したが、問題は寺沢氏時代に設定されていた郡総高（4万2千石）と考えていた。生産力の過大評価が島民に対する過重な負担を強いていたとの認識から重成は石高半減を幕府へ訴えたが認められず、承応2年江戸駿河台の屋敷で自刃した。ただその訴えは6年後の万治2年に認められ、島民は間もなく（万治年間）重成を祭祀したという。鈴木神社（熊本県本渡市本町。「一覧（西日本）」熊本）である。祭神・鈴木重成はその後天草全域で勧請され、現在、熊本県本渡市3、天草郡栖本町3、新和町1、苓北町2、倉岳町1、河浦町1、天草町2、牛深市1などが「一覧」では確認できる。ほとんどが鈴木神社と称されるが例外なく他社の境内社となっている。もっとも栖本町湯船原の鈴木神社は重成が寛永8年に再興したという湯船原諏訪神社の境内社であり、重成がキリシタン対策もあって地域復興のなかで再興・創祠した社（ないし寺院）や地域の中心的な社での境内社化であろう。当初は独立社であったものも想定される。さらなる調査で過去に存在したものなども含めれば祭神（社）数は増えよう。加えてこれらの鈴木神社には、重成の兄で関ヶ原の戦や大坂冬の陣などで武功を立てていたものの元和6年42歳で僧籍に入り、天草・島原一揆のあと天草に赴きキリシタン対策に努め、19寺・3社を建立したともいわれる鈴木正三、重成に続き2代目天草代官に就任した鈴木茂辰が合祀されている場合もある。この二人も重成祭祀が契機となった創祀であろう。正三・重辰それぞれ5ヶ所確認できる（「一覧（西日本）」熊本）。また、埼玉県比企郡吉見町荒子所

在の八幡神社の境内社・赤城社は享保8年幕府代官松平尹親を祀ったという。当地市野川の溢水防止の川普請を指揮した人物と伝え、普請に際し赤い陣羽織を着ていたので赤着神社と称したという。これが赤木に転訛したのであろうか。祭日の4月4日は尹親の命日という。尹親は享保20年没で当初は生祠の可能性もあろう（「一覽（東日本）」埼玉）。

大名家の当主である藩主も、領民にとって善政の実行者として祭祀される事例がみられた。天保11年、幕府は庄内・長岡・川越の三藩にいわゆる三方領地替を命じ、8代庄内藩主酒井忠器は長岡転封とされた。これに対し庄内藩領民は激しい反対運動を展開、結果、本計画は中止となった。領民による運動の背景は、酒井氏の善政を慕ってというようなものではなく、その転封により酒田の大地主本間家からの債務の激しい督促が現実化することへの恐れがあったので、その回避のため酒井氏転封への反対を訴願したようだ。しかしこの計画撤回決定後、領民は忠器を若宮大明神（山形県鶴岡市馬町）として祀ったという。一説に嘉永7年のことといい忠器は安政元年没なので生祠として祀られたことになる。ただし幕府からは天保14年、いわば報復措置として印旛沼疎水手伝川普請が忠器に命じられており、明治10年に酒井神社に社名変更がなされていることなども勘案すれば、忠器の祭神名は幕府への配慮もあったとも思われる（「一覽（東日本）」山形）。なお忠器は本間家の本拠があった酒田でも粥座神社（石上神社境内社。山形県酒田市浜中）に祀られている（「同上」山形）。これは転封中止となり、領民にとっては事実上の寄生地主にあたる本間家に対するいわば押さえの意味合いもあったのではなかろうか。領民と大地主との間のいわば防護楯に藩主忠器は見立てられ、そのような意味での善政への謝恩ないしそれを期待した祭祀なのであろう。

いわば藩富・産業育成という観点から、それに関わる他領藩主も合祀しながらの祭祀事例もある。大分県杵築市旧城内の青筵神社は初代松平（能見）杵築藩主松平英親、3代松平重休を祀る。能見松平氏は英親の時、豊後高田から正保2年に杵築に入封、幕末まで定着するので、前掲別稿でみ

た大名家先祖神を祀る譜代藩の例ともみなせるが、当社には3代日出藩主木下俊長も合祀される。これは別稿で指摘した旧主としての祭祀ではない。七島蘭が鹿児島藩より日出藩へ万治3年に移入、俊長は翌年日出藩主に就任しており、その代、さらに杵築藩に移入、その後国産品（青筴）として育成に努めた、いわば藩富形成に尽力した藩主として初代・3代藩主が祀られているのである（「一覧（西日本）」大分）。本事例も純粹に領民にとっての善政とはいえないものの、他領藩主との合祀には、民富にもつながりその意味で地域社会（藩領民）にとっての善政という意識の存在もうかがえよう。

しかし、藩主善政に対する礼意と考えられる、より民俗的な心意の反映がみて取れる事例もある。広島県沼隈郡内海町大西頭所在の大西頭荒神社は古くから地域民より「水野さん」、「水の尾さん」と親しまれてきたといい、当地の伝承に拠れば「水野六左衛門」が大飢饉の時に3年間年貢を免除したことから祀るようになり五穀豊穡も祈願するようになったという。愛称で呼ばれてきた水野六左衛門なる人物は、水野福山藩初代藩主水野勝成（通称・六左衛門）と考えられる。現存の社殿（本殿）は間口一間、奥行一間半、境内地53坪程であり創祠本来の様相については調査できていないが、初代福山藩主とはいえ当該地域独自の極めてローカルな祭神であったと考えられる。しかも福山藩は勝成も含め水野氏5代が続くが、元禄11年勝岑に嫡子なく断絶、幕府領時代などをはさみ阿部氏が下野宇都宮から宝永7年に入封後同氏が定着、廃藩にいたっている。したがって前掲別稿で触れたような旧主（旧領主）にあたるものの地域の歴史の記憶という意味での祭祀というよりも、当該小地域独自の六左衛門（勝成）の善政に対する報恩意識がそもそもの祭祀の背景にあったと考えられる（「一覧（西日本）」広島）。ましてや初代福山藩主とはいえ例えば藩領域全体に信仰圏が及んだというものではなかろうし、かつての城下町である福山市内の福山八幡宮の境内社・聰敏神社（広島県福山市北吉津町）に主神として祀られる水野勝成とも、神格としての性格が相違するように思われる（「同上」

広島。後者は都市福山の旧主・地域神か)。

また、11代金沢藩主前田治脩は耕地改良のため愛本新用水（現富山県下新川郡宇奈月町愛本新）建設の必要性を再三訴えてきた当地十村役伊東彦四郎祐寿の願いを聞き入れ、困難な財政のなかから15万両を与え、寛政8年から享和2年にかけて普請は完成したという。地域民は治脩の処置に対する礼意からこれを祭祀、天満宮（宇奈月町愛本新。前田家の祖は菅原道真という系譜認識あり）と称して産土神また用水の守護神にしたという。当地にはたいまつ祭と称される行事が執り行なわれているが、これは用水完成時に村人がたいまつをかざして通水をまったという伝承に由来するとされる（「一覽（東日本）」富山）。この事例もいわば当地域にとって善政を行った藩主祭祀であり、地域の歴史の記憶という意味での旧主・大名家先祖の祭祀とは一線を画すものであろう。

地域民に直接大きな利害を及ぼすのはこのような生産ないし生活環境の問題であり、かかる用水普請に関わって祭祀される武士、大半は大名家家臣としての立場だが、多くみられた。最上氏の家臣であった北館利長（大学）は、慶長6年出羽庄内地方が最上義光領になると狩川・清川・立谷沢など3千石を拝領したが、最上川に近接するものの川岸が高いため当地の水利乏しく、最上川支流の立谷沢川からの導水による灌漑用水路の建設を企図し慶長17年に完成したという。狩川（北館）大堰である。元和8年最上氏は改易（あとには鶴岡に酒井氏入封、譜代庄内藩主として幕末まで定着）、利長は浪人となったが、その後安永7年、利長は当地域民に北館水神（祭神木像）として狩川八幡宮境内に祀られ、文化10年には狩川・清川両村民により社前に廟碑が建設された。祭神木像・廟碑とものに北館神社（山形県東田川郡立川村狩川）に移され現存する（「一覽（東日本）」山形）。

同様に近世初期の上杉氏家臣佐藤家忠は西根上・同下両堰を作り、阿武隈川の堤防建設など伊達・信夫地方発展に尽し、寛永14年に没したという。古くより祀られていた祠が道路改修工事で撤去されることになり、明治18

年当時の伊達郡長（柴山景綱）の呼びかけで新たに創祠（西根神社。福島県福島市飯坂町）された（「一覧（東日本）」福島）。さらに明治期にいたりかかる水利普請に尽力した家臣が祀られることもあった。同じ福島県いわき市平下神谷に祀られる沢村勝為は平藩郡奉行で慶安3年の大干ばつに際し、藩主内藤氏の許しを得て当地の水利事業を実施し明暦元年に竣工させたが、讒言により同年自刃させられた。下って明治9年地域民が沢村神社を建てるが当社の「じゃんがら念仏踊り」は勝為の慰霊のための踊りとも伝えられる。これは御霊信仰としてこれ以前から（佐藤と同様に）祀られていた可能性もあろう（「同上」福島）。

以上のように、没後すぐにあるいは領主が変わったのち、さらには近代（明治期）でも、また場合によっては生祠として、幕臣・大名またその家臣たちが、地域民にとっては宣長がいうように「よにすぐれてかしこき」「善」的存在として、すなわち善政を施したと理解される場に祭祀されるのである。そしてそれは石高軽減・減免また水利普請など、地域社会の生産や生活環境の改善につながる事象であったわけで、文字通りの祀るもの（地域民）にとつての「善」、換言すれば生活者としての現世利益と見なすこともできよう。前掲別稿でみた地域の旧主・領主家の先祖たちの祭祀は当該地の地域神（鎮守神・氏神）としての性格を帯びるわけで、近代・明治期以降、その地域（城下町・都市）の基礎を築いた旧主（近世初めの領主・大名たち）祭祀もいわば地域・都市の地域神・鎮守神との性格を有していたと思われる。このように考えれば、武士神格化は地域を守護し現世利益を保証する、いわば民俗神的性格を内包していた、このように理解することもできるのではなからうか。武士祭祀に関わり様々な民俗行事が行われることも各事例にみられたのであるが、以上のような観点から、武士神格の民俗神的性格をめぐり次に検討したい。

三、民俗神としての武士

(1) 地域神

武士が神格化される背景に、勧請などを通して当該地域社会の生活信仰を担う（または担うことになった）社に武士（領主）が関わったと伝承される事例が少なからずみられる。鳥根県隠岐郡西郷町元屋の八王子神社の境内社佐々木神社の祭神は佐々木定綱とされる。一説に鎌倉幕府初期の御家人の定綱は出雲・隠岐の守護・地頭職を勤めたともいうが、他方隠岐は佐々木氏との関係では比叡山千僧供養料であった近江佐々木荘の水損による年貢対捍をめぐる争論の結果、定綱長子広綱が流された地ともされる。その当否は当面おくとしてここで重視したいのは、定綱が当地隠岐へ本貫地近江より日神・月神を勧請し武良郷（西郷町中村）で日月和合祭を始めたところ、無病息災・五穀豊饒となったので定綱を祭祀したとの伝承である（「一覧（西日本）」鳥根）。創祀時期は判然としないが地域へいわば利益をもたらした社（祭）が旧主とされる定綱の勧請で、それへの礼意を込めた定綱祭祀、という心性をみて取れよう。佐竹秋田藩家老梅津憲忠は元和2年仁井田開発に際し羽黒山湯殿山を勧請し仁井田村の祈願所（現・神明社。秋田県秋田市仁井田猿田川端）にしたという。当社は幾たびかの火災にもかかわらず、文化5年、天保13年などに再興、村人によって信仰のよりどころとされ、明治6年村社となっているが、その過程で梅津憲忠はじめ梅津家一族が合祀されたと思われる（「一覧（東日本）」秋田）。当地開発成就を祈念して地方の有力社・祭神が勧請され、その後も村（地域）の祈願所としていわば現世利益を信仰の上から保証し続けた社に、それを勧請した武士（領主）がその一族とともに祭祀されているといえよう。

これら二事例の時代は相違するが、武士（領主）が勧請し地域社会に利益をもたらすことになる社へ、勧請者として武士自身も祭祀されたことを示している。前近代、武士たちはしばしば支配領域に社を勧請さらに再興・寄進を行うが、それは武士自身が当該地の人々に利益をもたらすものとい

う認識を生み出す一つの背景にもなったであろう。そしてこのような社の勧請や寄進などの行為はその社が地域への利益を与えるという認識のなかでは先に指摘した“善政”と、少なくとも当該地域民は観念しようし、したがってかかる社の関与者（勧請者・寄進者など）としての武士を祭祀するのである。

ところで、前掲別稿なども踏まえこれまで検討してきた諸事例によれば、武士神格は基本的に地域神としての性格を見出すことができよう。かかる点をめぐり別稿では領主（旧主）という側面、そして本稿ではこれまで善政という側面に注目して検討してきたが、この二つはもちろん明確に区別できるものではなく、地域民・領民の立場からすれば、領主として地域民に対する善政、これが領主・武士を地域神としてみる産土神化の基本ではなかろうか。鳥取県境港市に伝承される勝田四郎なる人物の事例はそのことを物語る。勝田は鎌倉期に境港から弓ヶ浜部にかけて開拓事業を行った開発領主的存在とみられ、また地域民を苦しめた人々に仮託されたと思われる鬼ヶ沢の鬼を退治して死んだともされ、その意味で先述したような善政を施したからこそ死にいたり御霊信仰の対象になった人物という性格も併有していたようだ。勝田は現在、鳥取県境港市外江町所在の白尾神社境内社の剣御崎勝田神社と、境港から米子に勧請された勝田神社に祀られるが（「一覧（西日本）」鳥取）、かかる勝田の事例には武士の地域神としての民俗神化の一つの原型が示されているようか。三重県員弁郡北勢町平野新田所在の平野神社には3代松平（久松）桑名藩主定綱が祀られる。定綱は寛永13年は東員野村悟入谷より用水を引いて当地を加治清左衛門に命じて開墾させたという。4代藩主定良は父定綱を御殿に祀ったが、村民は願いをだしてこれを当地に祀り氏神として祭祀、御霊大明神としたのが当社の創祠という（「一覧（東日本）」三重）。定良による定綱祭祀は別稿でみた大名家による先祖祭祀とみられようが、平野の村民は当地開発を許した、その意味で善政を地域民に施したことで祭神定綱をいわば勧請し村の氏神としたのである。これは近世大名の事例で大名家（領主）の先祖神が善政

を背景に地域神化する動きととらえられ、領主の善政による地域・民俗神化という意味では、先ほどの鎌倉期の人物伝承とされる勝田の祭祀と基本的には同じ神格とみられよう。山梨県甲府市塩部の中井清太夫の場合、地域民が直接幕府代官を地域神とした事例といえる。文禄年間の甲府築城の際、塩部住民は城郭内に強制移住させられたが、農作業には不便なため再三当地に戻るよう嘆願したが認められず、安永6年中井が代官として甲府赴任後に復帰が許されたといい、村民が礼意から神明社（神明神社。甲府市塩部）に中井を祀ったとされる（「一覧（東日本）」山梨）。塩部村民にとって復帰許可がすなわち善政であり、礼意からの祭祀が地域神化していったと思われる。

（2）機能神

以上のような地域に善政を施したとされる武士の祭祀は、地域生活者としての現世利益を武士神格に期待するという観念と関連するものであろう。島根県益田市薄原所在の大元神社には斎藤隠岐守なる人物が祀られる。斎藤は平家落武者とされ当地の高木村薄原に潜伏、のち益田兼高にしたがい荒れ地を開拓し高波山に築城し薄原・大峯破・三星などを領したが領地西の滝迫で非業の死をとげた、との伝承がある人物で、地域開拓者として祀られ、また滝迫にも創祠され厄除け神として崇敬（大元神社境外社の隠岐神社。島根県益田市滝迫山）されてきたという（「一覧（西日本）」島根）。かかる伝承事例は開拓者としての地域神が厄除けという現世利益を個人に保証する救済者の性格も併有するにいたったことを示していよう。個人的な救済を神格化された武士が行うという機能神的役割を期待する心意を読み取れようが、とくに病気に関する治癒・予防などの利益を保証する神としての祭祀事例が目立つ。茨城県潮来市大生にあった鳳凰台（大生）城城主の大生定守は慶長19年大坂の陣出陣中に駿河藤枝宿で流行病死といい、その際病者救済を遺言、これに基づき後世祭祀されたと伝承される（大生神社末社の大生殿神社。潮来市大生）。自ら救済・利益を約したとされるもので、杉の葉を迎えて門戸に掲げ悪疫から護る習俗が続いているという

（「一覽（東日本）」茨城）。南朝側武将の結城宗広は東国で活躍し、のち伊勢に戻り没したというが、その後、墓に祠がたてられ結城明神（結城神社。三重県津市藤方）と称されるようになり病難に利益をもたらしたので結城医王大明神とも呼ばれ、文政7年、津藩主藤堂高兌は社殿を改築し規模を大きくしたという（「一覽（東日本）」三重）。創祀時期は特定できないものの地域の民俗世界で伝承されてきた利益神に近世後期の大名が保護を与えた事例といえよう。島津中興の祖とされる島津貴久が元龜2年没したあと、同4年6月23日の命日に家臣平田純貞は自らを舟に釘付けにして錦江湾に流させ読経・歯軋りの音が三昼夜続き殉死というが、遺体の歯がきれいに抜けていたことから歯の神と称えられるようになったという伝承もみられる（松原神社。鹿児島県鹿児島市松原町。「一覽（西日本）」鹿児島）。この事例も病氣救済に関わる神格と考えられる。以上のようにいずれも当該地域に関わりを持つ武士（領主・大名やその家臣）が様々な伝承を背景として、病気をめぐる救済・利益を保証する神として祭祀されてきたことが理解されよう。

他方、地域性が祭神にはみられないものの祭祀者などに地域性が指摘できる事例もある。神奈川県大和市下和田の左馬神社は源義朝を祀り、疱瘡守護の靈験があるとされてきたようだが、創祠は寛文10年、当地地頭（旗本）辻忠兵衛という（「一覽（東日本）」神奈川）。神奈川県域には当地も含め「左馬頭」とされる源満仲や源義朝が左馬神社・左婆神社・鯖神社などとして祭祀される事例が横浜市から藤沢市にかけてみられるが、創祠者の辻は自らの先祖（源氏）神との意識が動機であったとも考えられる。しかしおそらく領主支配が消滅する維新时期を画期に地域民（旧地頭地領民）の現世利益を保証する性格に変化したのであろう。埼玉県本庄市都島所在の角折神社は少なくとも近世末期（文久3年）の段階ではともに別当を正願寺とする八郎神社が併存しのちに合祀されたようだが、八郎神社の祭神はいわゆる鎮西八郎ともいわれる源為朝とされる。八郎神社は先の義朝同様に疱瘡除けの神として信仰を集めたといい、明治期には同社が頒布する

「鎮西太郎子孫」の神札を家の入り口に貼っておけば疱瘡にかからないといわれた。ではなぜ当地に為朝を祀る社ができたのか、一説には為朝の家臣という那波太郎の在所が当地那波郡であったとされる（「一覽（東日本）」埼玉）。本事例は祭祀者自身の当該地域との結びつきも伝承の域を出ない場合であり、いわゆる曾我兄弟（曾我祐成・時致）の家来の鬼王・団十郎の出身地でその子孫が祀ったという祭神曾我兄弟に瘡疾（マラリア）患者が祈念すれば利益があったとされ竹林所在につき藪薬師ともいわれたという曾我塔（久佐々神社境内社。大阪府豊能郡能勢町宿野。「一覽（西日本）」大阪）なども、同様の事例だが、注目したいのは、何らかの形で伝承に地域性がみられる武士神格という点である。

本来、当該地域に関係ないものの病気や戦死したとの由緒から祀られる場合もあったが、これも地域性が附与された伝承に基づく民俗的機能神の創祠と考えられる。山形県東田川郡藤島町東堀越所在の水神社は安達盛長を祀る。源頼朝が奥州遠征の際、盛長が腹痛をおこし神夢の清水で治癒したといい、建久2年、水の霊を創祠、当地村民は服用水を感謝し、慶長7年安達盛長の霊を同祠に合祀したと伝えられる（「一覽（東日本）」山形）。肥前の竜造寺隆信は島津氏との合戦で島原沖田畷で敗死したが、当地では二本木さんと親しまれ病除けの神として信仰されてきたという（二本木神社。長崎県島原市127。「一覽（西日本）」長崎）。

以上、病気に関わり救済・利益をもたらすという武士神格の事例をみてきたが、いずれも地域性をともなった民俗的な機能神と考えることができる。このような性格を持つ武士は病気のみならず様々な現世利益を地域や個人レベルで保証する神として祭祀されてきた。典型例是水神や農業神という機能神であろう。神奈川県横須賀市久村には文治年中に滝口盛定という人物が祀られたという御滝神社がある。盛定の郎党捨平は水乏しき久村を泉発見により救済、捨平はその後当地の名主となって滝本盛兼と名乗り、泉が枯れた際、主君・盛定の像を彫り祠を建て、水神として祀り御滝権現と称へたとの口碑が当地では伝わる（「一覽（東日本）」神奈川）。香

川県三豊郡大原野町五郷田野々に祀られる藤田常清なる人物はもと鎌倉御家人とされるが仏教に帰依し親鸞に教えをうけたといい、当地で念仏を唱えた地が法泉寺本堂の場所とされる。法泉寺は雨乞いに霊力があるといわれてきた（「一覽（西日本）」香川）。以上はいずれも水神としての創祀であるが、木曾（源）義仲の三男義重やそれを守った太夫坊覚明が、安芸向島川尻（広島県御調郡向島町川尻）に落ちのび、当地で寺社再建・治水などに尽し信濃に去ったあと、嘉禎元年、地域民よって祠（覚明神社。向島町川尻）が建立、農業守護神として祭祀されてきたと伝えられるが、これは義重・覚明が当地の治水灌漑につくしたとの心意が背景としてあろうし、その家臣も帰農したとされ、彼ら旧家臣による祭祀とも想定される（「一覽（西日本）」広島）。これらは地域の治水に尽力したとされる武士が水神、さらに農業神という機能神の性格を持つようになる事例だが、水との関連が想定されない場合もみられる。源義朝を祀った左馬神社の別事例だが、宝暦14年に名主により創祀されていた源義朝に文化13年僧侶が五穀豊穰祈願をしたところ利益が認められ、以来五穀豊穰・家内安穩の守護神としての神格を持つようになった義朝（左馬神社。神奈川県大和市上和田。「一覽（東日本）」神奈川）、文治5年に祀られ菅江真澄の証言で江戸期でも「田の神」とともに祭祀されていることがわかる藤原泰衡の妻（西木戸神社、西館神社境内社。秋田県北秋田郡比内町。「一覽（東日本）」秋田）などはそれに該当しよう。

また海の守護神とされている武士神格もみられる。源為朝の子で閉伊三郎とも称され承久2年の死に際し自らを海神に祀るよう遺言したという源頼基を祀る尾崎神社が岩手県釜石市に所在する。頼基は尾崎明神に日本武尊に合祀されたと伝えられ、船祭が行われる（釜石市平田。「一覽（東日本）」岩手）。武士が自ら救済を約し祭祀を遺言する事例だが、先述の大生定守なども含め、かかる伝承には武士の力により現世利益を求めるという民衆側の心意の一端を垣間見ることができよう。秋田県男鹿市船川港船川の神明社の境内社・佐竹神社の祭神佐竹義宣は佐竹秋田藩初代藩主だが、

地元漁民の鰯大漁の信仰者が多く、昭和36年に新築造営されており、武士の力への期待は近代以降も続く心意の一つであろうか（「一覧（東日本）」秋田）。

武士に関わる女性が民俗的な機能神として信仰される場合もあった。先述の藤原泰衡室はそれに該当するが、鍋島佐賀藩の重臣多久氏8代当主茂堯の長女・養心院のような、女性としての生む性にかかわる事例もみられる。彼女は多久氏家臣の子と恋仲となり懐妊したが、これが原因で茂堯の思いにもかかわらず誤って処刑され、多久氏に凶事が続いた。諫早氏（鍋島氏重臣）夫人との不義の関係で隠居を強いられていたという11代多久氏当主茂澄が鎮魂のため社（西原大明神。佐賀県多久市西の原）を建立し安産の守護神として信仰されたきたとされる（「一覧（西日本）」佐賀）。いささか複雑な内容をとまなうが武家女性・養心院の無念さを共有した茂澄による祭祀が、生む性との関連で民俗神化したと思われる。

（3） 武的な力と御霊信仰

ところで武士が民俗神的な神格を獲得する背景には当面二つの問題が想定されると考えられる。一つは武的な力が現世利益を実現するという心性であり、今ひとつは善政が現世利益をもたらすという心性である。前者は武士の戦士の側面、後者は武士の治者的側面に由来するものであろう。中世から近世にかけ武士の基本的性格は前者から後者に変化したものと想定され、あくまで傾向性であるが中世武士は前者の面から、また近世武士は後者の面から民俗神的な神格を持つようになったとの見通しが立てられよう。後者の問題については先述したので、ここでは前者の問題をめぐり整理しておきたい。

安達盛長（山形）や竜造寺隆信（長崎）の事例で述べたように、戦陣中の病気または合戦時の戦死などの伝承を通して救済・利益を施す神格を得たと思われる武士たちが存在したが、これらはいずれも武士が戦士としての武的要素を持ちながら祭祀されることを示している。先述した鬼が沢の鬼を退治したという伝承人物・勝田四郎（島根）も同様の範疇でとらえら

れよう。愛媛県上浮穴郡柳谷村中津の九社神社は土居義通と従者6人を祭神とする。南朝方武将土居通郷子の義通は、敗走し北国へ逃れる父より本国伊予に戻り挙兵するよう遺言をうけ、土居備中と名乗り伊予の村上・得能・河野の各氏などと挙兵したがかなわず、当地に従者6人とともに逃れ、湖水に棲息する大蛇を射殺して地域民から崇められたという。没後の埋葬地は備中塚、六人の従者は一ヶ所に葬られ六人塚と称し、さらにそれぞれ弓矢明神・六柱明神と改称、寛永年間に合祀され九社大明神として当地鎮守神となったと伝わる（「一覧（西日本）」愛媛）。ここにも武力を背景に地域の厄災を除いた武士主従が地域神として祭祀される事例をみることができる。虫追の民俗神として著名な斎藤実盛の場合も、寿永2年加賀国篠原（現石川県加賀市）で木曾（源）義仲軍との合戦時、稲の株につまづき敵に討たれ、以来、稲を恨み害虫となって稲を食い荒らすという伝承から、実盛を虫追と関連させる民俗が広くみられるようになった（「一覧（東日本）」石川）。やはり武的要素と民俗の関連性が指摘できよう。埼玉県吉川市上内川所在の内川神社境内にある石祠には「清正公大神儀・為朝大明神」と刻され、水害によって生じる疫病を防ぐにたる豪の者としての祭祀と地元ではみられている（「一覧（東日本）」埼玉）。また広島県安芸郡倉橋町長谷の河内神社には八幡太郎義家（源義家）が祀られる。鎌倉期の正元年間、当地の山林より獣が出現して人畜を害したので武士に依頼して駆逐したが、その武士は八幡太郎の力で当地を鎮めたので、その神霊を祀れと宣したため創祠したという。万治年間に現在地に移遷したとされる（「一覧（西日本）」広島）。源義家がここではいわば武神とされその力で地域平定が実現したとして鎮守神化する心意をこの伝承からはみて取れる。創祠背景は不詳ながら、この源義家を武神と農業神を併有した神格として祀る鹿児島県肝属郡大根占町神川所在の鈴野神社のような事例もある（「一覧（西日本）」鹿児島）。

埼玉県鳩ヶ谷市八幡木所在の八幡社（現・八幡神社）には、宝暦11年の武者絵馬など武者を描く絵馬が多く奉納され、源義家など源氏の武将にち

なむ図柄が本殿壁面に彫られているが（「一覧（東日本）」埼玉）、かかる武者絵馬奉納などにも、上記した武士の武力に救済・利益を期待する心性を見出すことができよう。武士を戦士としてみる眼差しは武士に対する治者観やその善政への欲求が高まった近世においても、とくに中世武士に対する心性にうかがえ、けしてなくなることはなかったのであろう。ただそれは武士の武力が自分たちの生活を守護し向上し得る力になり得る、その限りにおいてでありいわば武士の武力礼賛というわけではなかったと思われる。

ところで前掲別稿や本稿でもしばしば指摘してきた御霊信仰の要素も、武士神格の民俗神的性格に内在する場合がみられた。それは武士が戦士であれば、戦死・敗死・病死などを通して怨霊化したと観念されることがしばしばあり、その祀り上げによる御霊化は現世利益に資するとの見方であろう。岐阜県大垣市荒尾町の御首神社は御霊信仰の典型といえる平将門を祀る。将門の首が都の獄門を脱し、関東に下ろうとするとところを、射落とされてここに祀られ、首宮と称されるようになったといわれ、首より上の諸病が祈願により治癒するとされてきた。参詣者は回復の後は穴のあいた石を奉養する（「一覧（東日本）」岐阜）。伊予岩伽羅城主和田通興の嫡男和田吉盛は主家河野氏に反し天文23年平岡房実に攻められ自害したという。その死に臨み自分を神に祀れば疫病に苦しむ者を救済するといったといい、現在愛媛県温泉郡重信町八反田所在の和田霊神、同志津川の慈光寺境内社の和田霊神、同所の天満神社境内社の中木原神社などに祭祀ないし合祀され盆踊りが奉納されているところもあるという（「一覧（西日本）」愛媛）。佐伯（大神）惟治は豊後佐伯の母牟礼城主であるが、主家大友氏より排撃され、応永7年臼杵長景により日向国三河内村で自刃（諸説あり）したという。その子千代鶴も堅田で夭折したとされ、臼杵氏とその協力者新名氏は惟治の亡霊に悩まされ変死と伝える。また惟治は鳶（鴟）になったとの伝承もある。この惟治親子の怨霊鎮魂のため祀ったのが富尾神社（富尾社）・鴟尾社（鴟尾権現）・鴟野尾社などの社で、旧佐伯氏支配地の南海郡部と日向国一部に勧請などを通して分布し、地域の産土神とされる事例もみら

れる。ちなみに現在、大分・宮崎両県で佐伯惟治・千代鶴を祀った社は34ヶ所確認できる（「一覧（西日本）」大分、「同」宮崎）。なお宮崎県東臼杵郡北川町川内名所在の鵜尾権現（現・瀬口神社）は延宝6年の本社建立の棟札があり、延岡藩主内藤氏も文化6年、文久3年に再建したとされ（「同」宮崎）、かかる民俗神化した社に近世大名が再建などに関わった場合もあった。

四、伝承の共有化

このような御霊信仰を背景に武士が民俗神化する場合の特徴として指摘できるのは、祭祀の広域化であろう。和田吉盛はそれほどの広がり認められないが、佐伯惟治父子は旧国をまたがったものであるし、平将門はいわば全国的な祭祀が確認できる。これまで前掲別稿および本稿で指摘してきたのは、武士神格の地域性という問題であった。民俗神的性格をもつ場合でも祭神や祭祀者は当該地域に何らかの関わりを持っていた。しかし、かかる地域性を保持しつつも神格化された武士のなかには文字通り全国的とっていい広がりて祭祀される者がいた。例えば、相模の鎌倉権之頭景成の子で、源義家にしたが後三年の役に出陣するが、鳥海弥三郎に目を射抜かれるも、これを抜かないまま追って射殺という武勇伝承を持った鎌倉権五郎景政なる武士はその典型といえよう。鎌倉切通に祀られる権五郎景政は御霊社として全国的に勧請されることになる。なお本来は関東地方の平氏五家の一つだったものが、五霊が御霊に変化し、祭神も景政のみとなったともされる。現状での調査では東北から九州まで89事例確認できるが、その背景に眼病に利益ある神格としていわば現世利益・病氣治癒の民俗神として全国的な信仰を集めたのである。先述したように病氣治癒に関わる武士神格はみられたが、当該地域の領主やその地での病氣・戦死など地域性が認められるのであるが、景政の場合は地域を超えて祭祀されるところに大きな特徴を見出すことができよう。現世利益の民俗神的性格を持

つ故にむしろ地域を越えて信仰圏が広がるのであろう。そしていわば景政をめぐる伝承は全国的に共有されることになる。なお本祭神は歌舞伎十八番の一つ「暫」の主人公にとり入れられており、かかる芸能化は武士神格をめぐる伝承の共有化に一定の役割を果たしたとも考えられる。

加藤清正もそのような神格の一つといえよう。清正の場合、俗に言われる「虎退治」などの武勇伝承に関わった祭祀はごく少ない。強い武士としてではなくやはり現世利益を保証してくれるという心意が背景にあると考えてよい。清正の場合それは二つあったようで、一つはハンセン病患者の治癒信仰、一つは土木工事をめぐる信仰である。前者については清正が毒をもらえその最後の病状がハンセン病に似ていたため清正が帰依した日蓮宗本妙寺とハンセン病との関係から、同病患者に信仰されるようになったといわれる。後者については熊本城普請や干拓事業を含む領内普請の名手との認識から広まった信仰と考えられている。東北には見あたらないが北海道から九州まで153事例が確認される。

このほか、芝居・謡曲にでてくる、つまりは芸能化される平家の臣で、悪七兵衛景清との異名もあり源頼朝を討つためねらっていたが失敗し日向へ落ちた平景清には、日向に落ちのび追討を逃れるため右眼を取り出して八幡宮に祈願し源氏方に捉えられると左眼もくり抜き源氏に仕えることを拒否との伝承があり、眼病治癒の利益があるとされる。愛知以西の西日本に130事例が確認される。伊達秀宗とともに宇和島藩へきた山家公頼は家老職として民政に尽くし領民から生き神と称されたが、一部藩士により殺害され、12年後、秀宗が城北の八面大荒神の社隅に児玉明神として祭祀、公頼の三子や家臣塩谷親子3名も合祀されたという和霊神社は、愛媛県宇和島地域のみならず瀬戸内海を囲むように勧請され、海神としての性格を持つようになっている。鳥取・岡山・広島・山口・愛媛・香川・徳島・高知および福島に91事例確認できる。

以上のように現世利益を約する民俗神として全国的またそこまでいなくてもかなり広域的に祭祀される神格化された武士を見出すことができる

(以上「一覧」参照)。

他方、これらとは違った意味合いで地域を越え祭祀される武士も存在した。いわば武士に対し貴種や落人などの心意が働き、地域や家の由緒に関連づけられながら祭祀される事例である。その典型は源氏と平氏に関わる武士祭祀であろう。神奈川県域にみられる先述した源満仲や源義朝が氏神として勧請される左馬神社（鯖神社）と源頼朝を祭神とする白旗神社はその代表格であろうが（「一覧（東日本）」神奈川）、佐賀県北部の脊振村に集中的にみられる九郎神社は源義経を祭神とするといわれる（「一覧（西日本）」佐賀）。義経の場合は貴種の落人という心意が強いのであろうが、全国的にみられる平家の落人伝説も同様の性格を持とう。神格化される事例も多くみられる（「一覧」）。この他、復讐物として喧伝されるいわゆる曾我兄弟（曾我祐成・同時致）、西日本を中心に全国的にみられる楠木正成・新田義貞やその一族を中心とした南朝方武将なども地域を越えた武士神格といえる。そして歴史的には徳川家康の場合が武士神格（東照宮）としては最大のものであったろう。源氏や平氏、また曾我兄弟や南朝方武将は鎌倉権五郎景政などと同様に芸能化・文芸化などの契機を通じ、誤解を恐れずいえば国民的・民族的な神になっていったという問題もあろう。徳川家康の場合は近世の徳川氏を頂点とする政治体制のなかでの「神祖」化、さらには徳川の王権としての権威を支える神格、という観点からみる必要があろうが、これまで瞥見してきた地域における武士神格や民俗神としての伝承の共有化という、いわば東照宮信仰を下支えするあるいはそうはならない歴史的環境にも配慮する必要があるように思える。

そしてかかる問題は近代における天皇の現人神化や織田信長・豊臣秀吉という神格の復活（織田信長祭祀の建勲神社、豊臣秀吉祭祀の豊国神社）、南朝方武将のさらなる創祀（湊川神社・四條畷神社など）、いわゆる幕末志士などが祭祀される招魂社祭祀など、新しい国家建設に神格化という側面で動員される夥しい武士・志士の問題とも無縁ではないような気がする。

人の神格化、とくにその中心と目される武士神格化は近世以降になって

御霊信仰も内在させながら本格化すると考えられるが、祀る人々は自分たちの地域社会での生活を基本とした、その意味で武士の武力の意味さえも自分たちの生活を助けるものと再解釈した武士の祭祀であった。しかしそれが現世利己的な民俗神との性格を持つ中で、武士神格をめぐる伝承が共有化される方向性もみられた。さらに武士に対する貴種・落人の認識ないし伝承は文芸化などの動向とも相まって漸次定着しだし、武士神格が近代天皇制にいわば融解してゆく環境が作られてゆくのではなかろうか。

ただしかかる問題は本稿の内容を超える、私にとって今後の大きな課題である。

おわりに

本稿では、前稿二編「一覧（東日本・西日本）」作成を通して考えてきた武士神格をめぐる問題について、別稿「地域の中で神になる武士たち」とも関連させながらとくに武士の民俗神的性格をめくり整理、検討してみた。文字通り事例紹介の域を出ない雑駁なフローに終始した印象は否めないがささやかな見通しめいたことを述べてまとめたい。

本居宣長も記したように、人々にとって「よにすぐれてかしこき」と考えられた場合、例え「悪しきもの奇しきもの」という怨霊化したと認識された時さえ祀りあげ御霊化し信仰の対象とした。合戦時の戦死や病死による場合もあったろうし主命をおかす行為による自刃などの場合もあったが、いずれも御霊として祀られる武士がいた。前者の場合、それはとくに中世武士に多くみられるが自らが死や病に臨んだからこそ病氣治癒などの利益・救済を保証する神格として、後者の場合、それはとくに近世武士に多くみられるが地域民（領民）にとっての善政にもかかわらず無念の死を遂げた神格としての祭祀であった。いずれの場合も「よにすぐれてかしこき」ものをもたらし民俗神という性格をおび、現世利益への期待、また治者としての武士に対する善政への期待が、さらなる武士の力（武的な力、そして

政治的な力)を求めるといふ心意を生み出していった。しかしそれはけし
て無条件な武士の武力礼賛や治者の存在に対する是認というものではなく、
あくまで武士は人々の生活を守護し向上させる、そのような存在ととらえ
返す眼差しが潜んでいるように思われる。そしてそのような眼差しや神格
伝承は地域を越えて共有される、そのような局面もいわば国民的な文化基
盤の形成(本稿との関係性では例えば近世における歌舞伎などを通じた芸
能化や武家物読本などの出版を通じた文芸化、そしてそれらへの需要拡大)
の中、展開したと考えられる。地域を大きく越え全国的に祭祀される武士
の存在はそのようなことを物語ろう。もちろん現実の武士・権力がある意
味で神格の創造を推進した場合(とくに東照宮信仰など)もあったであろ
うが、かかる神格の広がりや逆の位相としての希薄性(未定着)は、武士
の民俗神化やかかる伝承の共有化などの問題と無縁ではなく、むしろこれら
が重要な背景になったことも想定されよう。そしてこのような武士神格を
めぐる動向は近代天皇の政治性や宗教性とも関連するのではなからうか。

武士という存在がそれ以外の人々、武士という社会集団が消滅した近代
の人々も含めて、どのように考えられていたのか、武士に何を期待してい
たのか、このような問題をについて、武士神格をめぐる心意の解析が教え
てくれるような気がする。

追記 本稿は科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)(平成13~16年度)課題
番号13610390(研究代表者・高野信治)「民俗神や民族神との関係分析を
通した近世武家権力神の基礎的研究」の研究成果の一部である。